

第三章 職 関

第五條 本隊の機關は左の一様とし

大 會、隊長会議

第六條 大会は毎年一回大阪聯合会臨時委員会の承認を経て隊長又は副隊長、本隊の

重要事項を協議決定す

第七條 隊員會議は大会の決議を以て進行する旨を本隊の目標とし執行するもの

とし

第四章 統 裁

第八條 本隊に次の役員を置く

隊長 一 名、副隊長 三名、小隊長 若干名

第九條 隊長は大会に於て隊員中より選挙し本隊の代表者とし

第十條 副隊長は大会に於て隊員中より選挙し隊長を輔佐す

第十一條 小隊長は各二名以上三名以下を認むる毎に一長を選出するものとす

十

第十二條 小隊長は所属隊員を統制し管理するものとす

第十三條 本隊の地位は毎年總隊選定するものとす

第十四條 本隊に監督隊長及顧問を置くことを得

第五章 會 計

第十五條 本隊の経費は隊員一人につき年額金 錢を徴せし 本行府政部より支出

し

第十六條 本隊は隊長會議の承認を経て寄附金を收受することを得

第六條 新 制

第十七條 隊員は各二名以上三名以下を認むる毎に一長を選出するものとす

第十八條 副隊長は大会に於て隊員中より選挙し隊長を輔佐す